

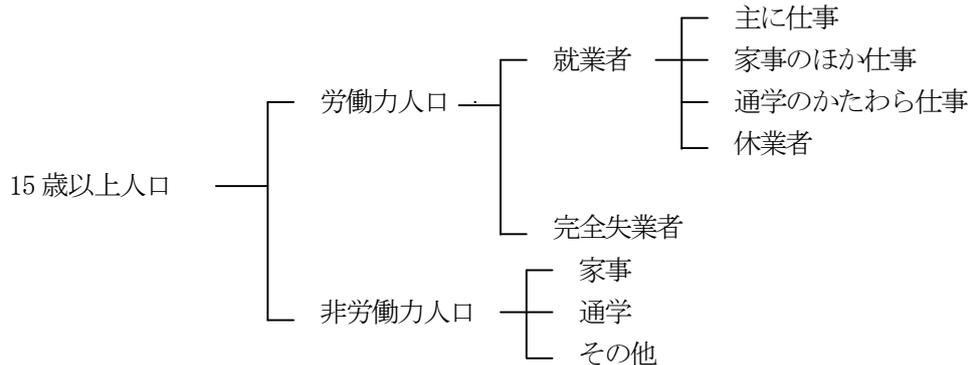
用語の解説

親との同居

親との同居とは、各世帯員からみて、世帯主との続き柄上、親とみなせる者が同一世帯内にいる場合をいいます。

労働力状態

労働力状態とは、15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。



労働力人口 — 就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者 — 調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。

(1) 勤め先のある人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

(2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めています。

主に仕事 — 主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事 — 主に家事などをしていて、そのほかにも少しも仕事をした場合

通学のかたわら仕事 — 主に通学していて、そのかたわら少しも仕事をした場合

休業者 — 勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

完全失業者 — 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口 — 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事 — 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学 — 主に通学していた場合

その他 — 上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

なお、ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

職業

職業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）によって分類したものをいいます。

なお、従事した仕事は二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によっています。

平成17年国勢調査に用いている職業分類は、日本標準職業分類（平成9年12月改訂）を基に、平成17年国勢調査の集計用に再編成したもので、10項目の大分類、61項目の中分類、274項目の小分類から成っています。

なお、職業大分類は次のとおりです。

- A 専門的・技術的職業従事者
- B 管理的職業従事者
- C 事務従事者
- D 販売従事者
- E サービス職業従事者
- F 保安職業従事者
- G 農林漁業作業員
- H 運輸・通信従事者
- I 生産工程・労務作業員
- J 分類不能の職業

従業上の地位

従業上の地位とは、就業者を、調査週間中その人が仕事をしてきた事業所における状況によって、次のとおり区分したものです。

雇用者 — 会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

常雇 — 期間を定めずに又は1年を超える期間を定めて雇われている人

臨時雇 — 日々又は1年以内の期間を定めて雇用されている人

役員 — 会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

雇人のある業主 — 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主 — 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者 — 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者 — 家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

就業時間

就業時間とは、就業者が調査週間中、実際に働いた就業時間の合計をいいます。二つ以上の仕事に従事した人の就業時間は、それらの就業時間の合計としています。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

- 未婚 — まだ結婚をしたことのない人
- 有配偶 — 妻又は夫のある人
- 死別 — 妻又は夫と死別して独身の人
- 離別 — 妻又は夫と離別して独身の人

母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供から成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供から成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。

国籍

国籍を、「日本」のほか、以下のように11区分に分けています。

- 11区分 — 「韓国・朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」

二つ以上の国籍を持つ人の扱いについては、次のとおりとしています。

- (1) 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人 ———— 日本
- (2) 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人 ————— 調査票の国名欄に記入された国

従業・通学時の世帯の状況

一般世帯を、世帯員の従業・通学の状況により「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに「その他の世帯」について、通勤・通学者が勤務先・通学先に出かけた後その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分したものをいいます。

通勤・通学者のみの世帯 ———— 世帯員の全てが通勤・通学者である世帯

その他の世帯 ———— 通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯

(通勤・通学者以外の世帯員の構成)

高齢者のみ ———— 65歳以上の者のみ

高齢者と幼児のみ ———— 65歳以上の者と6歳未満の者のみ

高齢者と幼児と女性のみ ———— 65歳以上の者と6歳未満の者と6～64歳の女性のみ

高齢者と女性のみ ———— 65歳以上の者と6～64歳の女性のみ

幼児のみ ———— 6歳未満の者のみ

幼児と女性のみ ———— 6歳未満の者と6～64歳の女性のみ

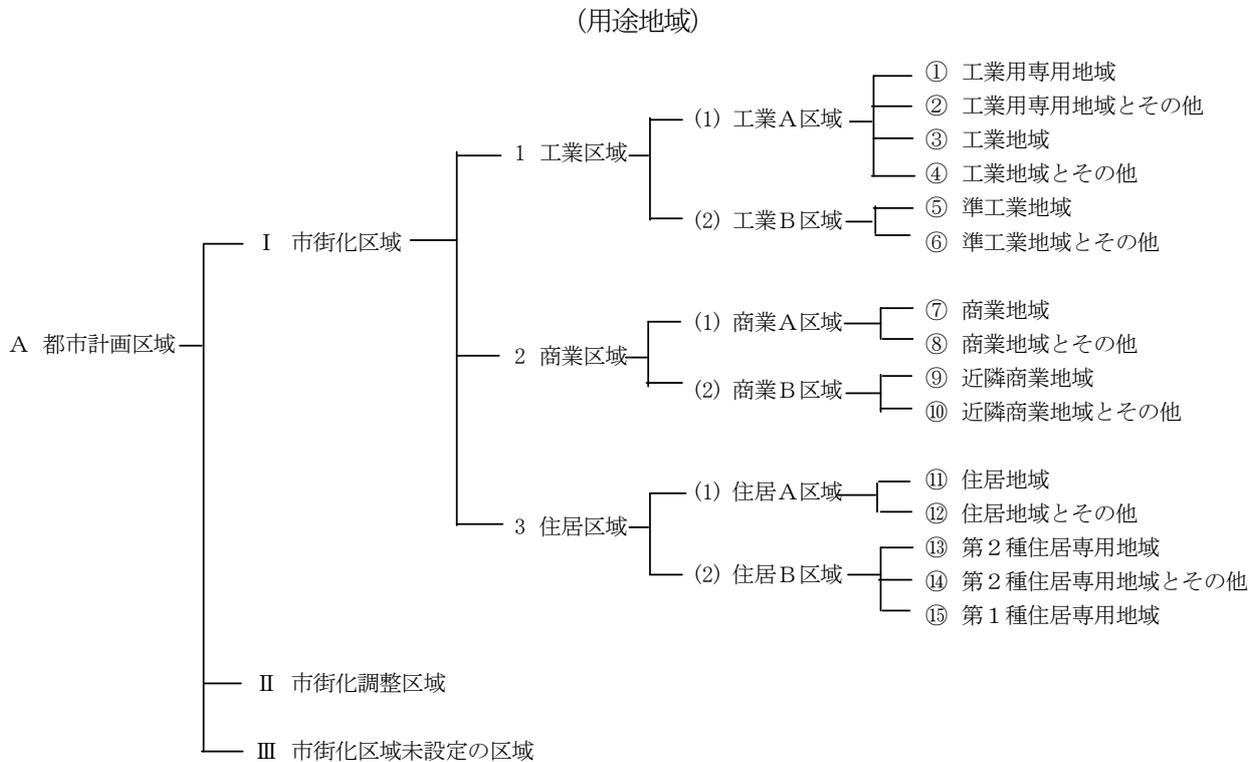
女性のみ ———— 6～64歳の女性のみ

その他 ———— 上記以外

都市計画地域区分

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で定められた区域であり、都市計画法（昭和43年法律第100号）及びその他の関係法令の適用を受けている土地の範囲をいいます。

都市計画による地域区分を基に、調査区を次のとおり区分しています。



B 都市計画区域以外の区域

- * 用途地域 都市計画区域には、種々の用途の建築物が必要であるが、それらが入り混じっては、各用途間に影響を及ぼすことになる。そこで都市計画区域を住居地域、商業地域、工業地域等に分けて、異なった性格の建築物相互間に悪影響が及ぶのを防止する目的で設定された地域